

(治安維持法同盟不屈神奈川湘北版 15 年 9 月号 I-3 頁所収)

治安維持法で捕われ獄死したユン・ドンジュ (尹東柱)

不屈湘北版今年 1 月号の拙稿「日本帝国主義下の朝鮮における治安維持法」が日本コリア協会神奈川の幹部の眼にとまった関係で、8 月 22 日開催の日コリア協会第 4 回学習講演会「戦後 70 年 尹東柱没後」での講演「日本帝国主義下の朝鮮植民地支配と治安維持法を考える」を私は引き受け行なった。不屈湘北版 7 月号に出席報告をした国賠同盟神奈川の定期総会のイベントテーマも尹東柱であった。これらの過程で、1 月号拙稿で書いた朝鮮半島での治安維持法弾圧にとどまらず、日本本土での在日朝鮮人への弾圧をも視野に収めねば、日本帝国主義の朝鮮への加害犯罪の問題解決にならないということに気がついた。国賠同盟の年々の国会請願署名文の趣旨にも、来年度からはそのことを反映して改筆すべきだとも思っ一筆する。

岩波新書『在日朝鮮人 歴史と現在』(77 頁水野直樹著)は「戦時期の内地で治安維持法によって検挙されたものの三割近くは朝鮮人であった」との推定を記している。われわれ国賠同盟国会請願署名の趣旨文の資料には、検挙者数 7 万人の数字が掲げられており、うち約 2 万人は在日朝鮮人ということになる。他方、朝鮮半島での検挙者については、中公新書中澤俊輔『治安維持法』(205 頁)が「二五～三三年の治安維持法違反の検挙者一万一六八一名」の数字紹介をしている。朝鮮と日本本土の双方で朝鮮人四～五万名が検挙されたということだ。弾圧検挙された日本人の数にほぼ匹敵する。南北両朝鮮＝コリア(国名：大韓民国・朝鮮人民民主主義共和国 略称：韓国・共和国)への戦争加害責任問題を考えるのに、慰安婦問題と匹敵する重要性のものとして認識されるべきだ。

43 年 7 月に逮捕された尹東柱に対する京都地裁 44 年 3 月 31 日付け判決(石井・渡辺・瓦谷三判事 彼らはおそらく日本や朝鮮で治安維持法有罪判決を下した多くの裁判官と同じく戦後日本新憲法下の裁判官を務めたであろう 戦後ドイツ司法界で 1968 年以降にナチス裁判官が退場する民主化が行われたのに同じ時期の日本は青年法律家協会の判事つぶし等の司法の反動化が行われた)を読む。冒頭にある被告本籍地にまず注目した。今日の北朝鮮＝共和国に属する朝鮮咸鏡北道清津の地名がある。ユンが生まれ育った(1932～35)のは北間島つまり今日の中国吉林省延辺(当時の満州国)だったが、曾祖父の地が本籍であり国籍も満州国ではなかった? 次に注目したのは「平沼東柱」の被告名である。1940 年に創氏改名したのだ。

懲役 2 年の判決理由として裁判所が判断した事実を若干抜き書きしておく―「被告人ハ満州国間島省ニ於イテ半島出身中農ノ家庭ニ生シ同地ノ中学校ヲ経テ京城所在私立延禧専門学校文科ヲ卒業シ昭和十七年三月内地ニ渡来」「幼少ノ頃ヨリ民族的学校教育ヲ受ケ思想的文学書ヲ耽読シタルト交友ノ感化等ニヨリ夙ニ熾烈ナル民族意識ヲ抱懷」「大東亜戦争ノ勃発ニ直面スルニ至ルヤ科学力ニ劣勢ナル日本ノ敗戦ヲ夢想シ其ノ機ニ乗シ朝鮮独立ノ野望ヲ実現シ得ベシト盲信」「目的達成ノ為 屢会合シテ相互ニ独立意識ノ昂揚ヲ図リ 民族意識ノ誘発ニ専念」「以テ国体ヲ変革スルコトヲ目的トシテ其ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタルモノナリ」

京都地裁はこうした「犯罪事実」を全 65 条の 1941 年改訂治安維持法 5 条に該当するとして有罪判決を下し福岡刑務所に収監、45 年 2 月に獄死させた。この 5 条は、治安維持法の 1928 年改訂で導入された「目的遂行罪」を継承するものだ。目的とされた「国体の変革」が天皇制打倒のみならず朝鮮独立をも含むことは、1925 年の治安維持法制定当初からのことであった。因みに前掲中公新書『治安維持法』(204 頁)は、25 年 11 月の「第一次朝鮮共産党事件が、把握できる限り日本本国と植民地を合わせて初めて治安維持法違反で検挙、起訴された事例」と書いている。

下山房雄(海老名市在住)